

海外観光客誘致拡大事業における個人旅行客に向けた訪台促進の旅行応援支援金交付実施要点

交通部観光局(台湾観光庁)2023年4月21日観国字第1121002126号令公布
交通部觀光署(台湾觀光庁)2023年10月19日観国字第11210070771号令修訂公布

- 一、台湾観光庁(交通部觀光署；以下本庁とする)では、「コロナ後における経済と社会の強靱性強化を図り、且つ全国民による経済成果共有特別予算」を執行するにあたり、海外観光客誘致加速拡大事業の一環として、旅行応援支援金による海外個人旅行客の訪台を促し、海外観光客による台湾での消費活動につなげ、観光との相乗効果を高めることを目的に、本要点を制定する。
- 二、適用対象者：出入国許可証（中華民国台湾地区入出境許可証、中国住民台湾往来通行証）、または中華民国以外のパスポートで台湾に入国し、3日から90日間以内で、台湾に滞在する者のうち、旅行会社主催のツアーに参加しておらず、かつ旅行会社が本庁にいずれかの団体助成金を申請していない者。
- 三、旅行応援支援金は一人あたり5000元とする。交付分配数は2023年は25万人分とし、2024年は15万人分、2025年は10万人分とし、本庁は市場の状況に応じてその分配数を調整できるものとする。
- 四、旅行応援支援金応募受付期間は2023年5月1日から2025年6月30日までとする。但し、該当年の規定数量に達した場合はその交付を停止するものとする。
- 五、適用対象者は台湾入国前に本庁が指定するキャンペーンサイト、または特別イベントに参加し、諸条件確認後、登録を行った場合に限り、抽選キャンペーンに参加できるものとする。
前項の詳細については、本庁が別途公布するものとする。
- 六、当選者は選択した「電子マネー」または「宿泊割引コード」のいずれかを、本庁指定の空港、または指定カウンターにて、関連証

明書類を提示し、旅行応援支援金一点を受け取ることができるものとする。

七、旅行応援支援金利用方法：

- (一) 「電子マネー」は電子マネーサービスを提供する事業者が認めた台湾国内の加盟店での少額決済に利用できるものとし、利用規定は各電子マネー事業者の規定に準ずるものとする。
- (二) 「宿泊割引クーポンコード」は一千元相当分の割引クーポンコード5点とし、当選者本人に限り利用できるものとする。但し、割引クーポンコード1点の利用は一回のみとし、おつりの返金、転売はできないものとする。なお、利用可能な宿泊施設は、台湾国内の観光旅館業の営業許可を取得している観光旅館、または登録証を取得している台湾国内の旅館、民宿のうち、本要点に応募し、対象宿泊施設として審査に合格したものに限る。
- (三) 旅行応援支援金は現金への換金、または商品券、現金券、あるいはその他の電子、磁気、光学などの方式を採用したプリペイドカードのチャージ金への交換はできないものとする。また、相殺、差し押さえ、担保、強制執行の対象にはできないものとする。

八、前項に適合する業者のキャンペーンの参加、経費の受給、照合手順は以下の本庁規定に則るものとする。

- (一) 受給申請時は政府支出証明書処理要点の規定に則り、かつ提出するすべての証明書の支出事実と真実性に責任を負わなければならないものとする。万一、虚偽があった場合、法的責任を負うものとする。
- (二) 本庁の規定に違反した場合、または申請事項に隠ぺい、ねつ造、虚偽、水増し請求等があった場合、あるいは他の機関に同一項目で受給申請した場合、本庁規定の期限までに当該受給額を返納するものとする。本庁は状況の深刻さに

より、受給申請または適合業者の受給額を酌量減額、あるいは受給中止できるものとし、状況の深刻さにより、業者の受給申請または助成を向こう1年から5年間停止することができるものとする。

- 九、適用対象者が応募登録、またはキャンペーンに参加する場合、その登録情報は正確かつ事実であることを保証するものとし、虚偽または誤りにより抽選に参加できない、あるいは消費金の受け取りができなかった場合、当庁は一切の責任を負わないものとする。また、第三者の個人情報を利用した場合、法的責任を負うものとする。
- 十、本庁が本要点の関連行政業務を執行するにあたり、関連機関、法人、協会に業務を委託できるものとする。